

1 改正内容

(1) 保健福祉部

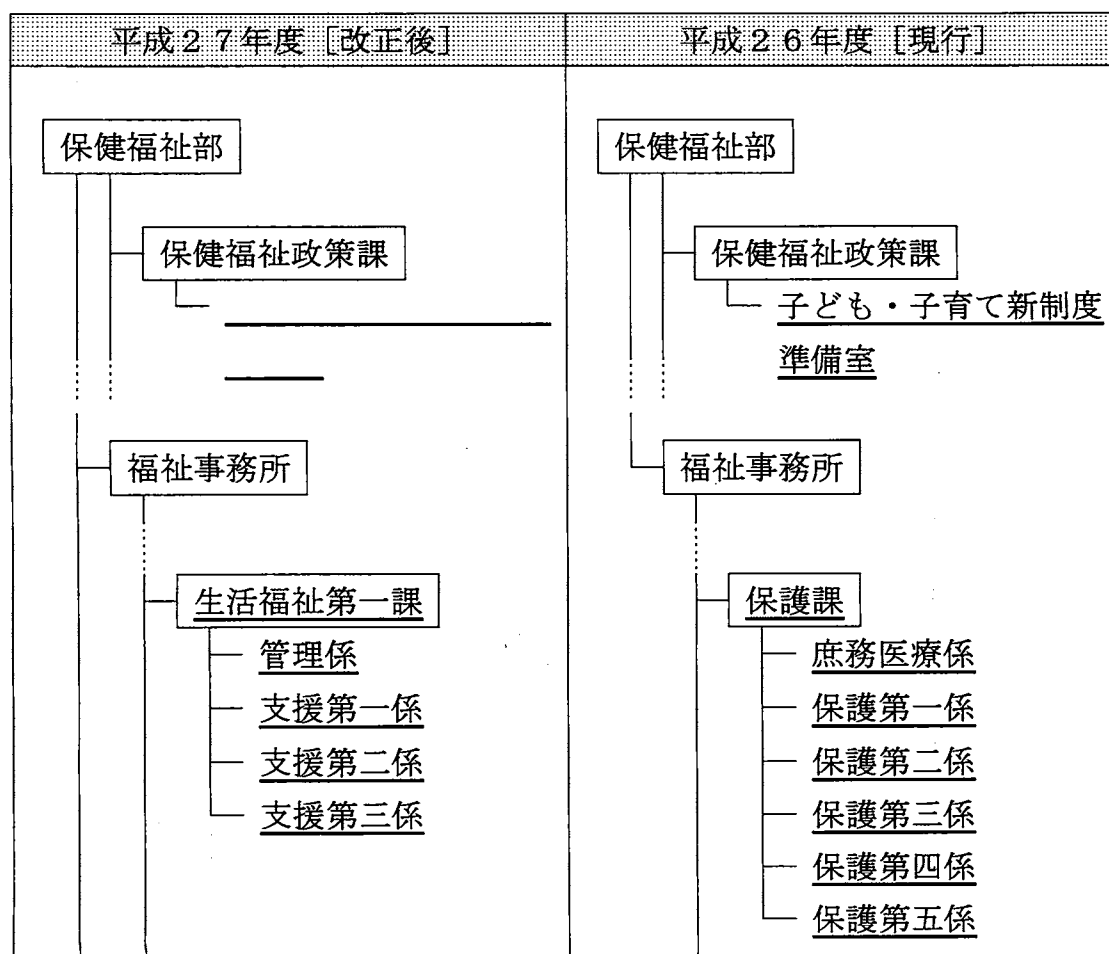
ア 生活福祉第一課及び生活福祉第二課の新設

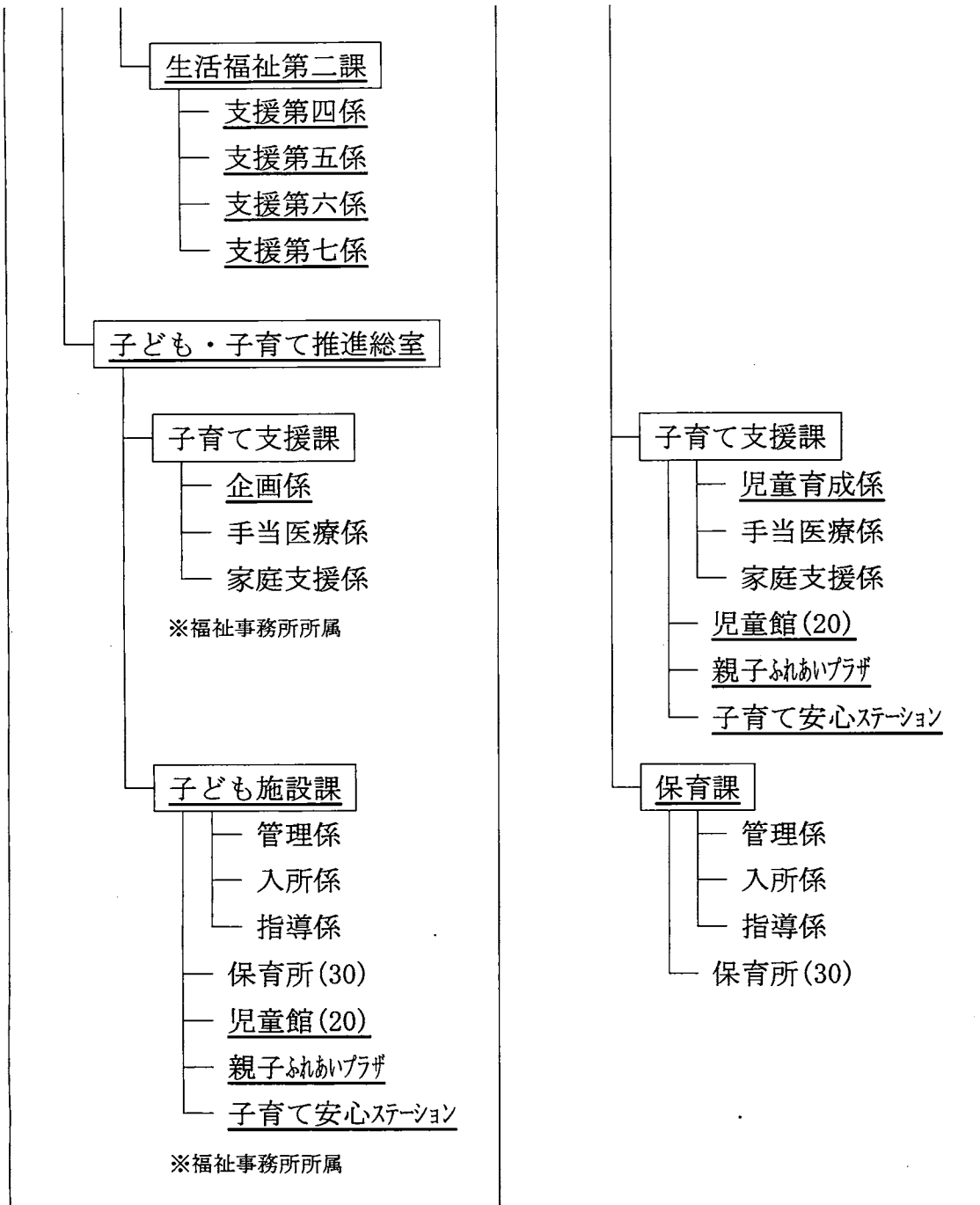
就労支援の充実・強化等により、生活保護受給者を含む生活困窮者の支援に総合的に取り組むとともに、査察指導機能の向上を図るため、「保護課」を分割し、「生活福祉第一課（「管理係」及び「支援第一係」～「支援第三係」）」及び「生活福祉第二課（「支援第四係」～「支援第七係」）」を設置する。

イ 子ども・子育て推進総室の新設

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、待機児童の解消、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を総合的かつ効率的に実施するため、「子ども・子育て新制度準備室」、「子育て支援課」及び「保育課」の2課・1室を、「子育て支援課」及び「子ども施設課」に再編（いずれも福祉事務所に所属する。）するとともに、両課を統括する組織として、新たに「子ども・子育て推進総室」を設置する。

また、子育て支援課に、徳島市子ども・子育て支援事業計画の推進等を担当する「企画係」を設置するとともに、「児童館」、「親子ふれあいプラザ」及び「子育て安心ステーション」は、子ども施設課の所管とする。





2 施行期日

平成27年4月1日(予定)